

(案)

資料 8

区域計画の変更の認定申請書

令和 7 年 月 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和 6 年 12 月 19 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 8 別紙

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

令和 7 年 9 月 5 日
関西圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (25) 略

(26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① 腸内細菌産出新有用成分に係る研究開発事業及び既発見新成分「HYA」大規模商業生産事業

Noster 株式会社及び日東薬品工業株式会社が、腸内細菌と健康や疾患の関係を解明し未来のバイオ創薬を目指す研究開発拠点及び、健康成分「HYA」を安定的に大規模商業生産する製造拠点の整備を図る、新商品・新技術の研究開発や生産・提供、地域産業の高度化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、健康・医療分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

以下 略

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(25)略</p> <p><u>(26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業</u> <u>内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援</u> <u>(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</u></p> <p>① <u>腸内細菌産出新有用成分に係る研究開発事業及び既発見新成分「HYA」大規模商業生産事業</u> <u>Noster 株式会社及び日東薬品工業株式会社が、腸内細菌と健康や疾患の関係を解明し未来のバイオ創薬を目指す研究開発拠点及び、健康成分「HYA」を安定的に大規模商業生産する製造拠点の整備を図る、新商品・新技術の研究開発や生産・提供、地域産業の高度化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、健康・医療分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。</u></p> <p>以下 略</p> | <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(25)略</p> <p>[加える。]</p> <p>以下 略</p> |